【8】第一号被保険者に係る保険料（所得段階別保険料）

所得段階	対象者	算定式
第一段階	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	基準額×0.5
第二段階	市町村民税非課税（世帯）	基準額×0.75
第三段階	市町村民税非課税（本人）	基準額
第四段階	市町村民税課税（所得250万円未満）	基準額×1.25
第五段階	市町村民税課税（所得250万円以上）	基準額×1.5

夫65才、妻59才で世帯収入が180080円の場合の保険料の試算（守口市）

収入形態	18万円の内訳	保険料
生活保護	生活保護費	1300円（公費のため実質無料）
年金のみ	夫の年金で妻を扶養	1950円
給料のみ	夫の給料で妻を扶養	3250円
年金と給料	夫の国民年金・妻の給料	2600円

【9】利用者負担の基本原則

① 基本的には、保健給付の対象となるサービスに要した費用の１割負担

② 保健給付の対象となるサービスであっても、支給限度額を越えた分（上乗せサービス）に要する費用は全額が利用者負担（ただし市町村が独自に条例で規定した支給限度額上乗せ分については①と同様の扱い）

③ 事業者や施設が利用者に対して行なったサービスのうち保健給付の対象となっていないもの（横出しサービス）に要する費用（たとえば日常生活費）については全額リウ者負担（ただし市町村が独自に条例で規定した「市町村特別給付」の対象となるサービスについては①と同様の扱い）

④ 施設入所の場合の食費は利用者の定額負担

【１０】第二号被保険者の介護給付対象となる特定疾患

筋萎縮性側索硬化症
後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症
シャイ・ドレーガー症候群
初老期における痴呆
脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症
早老症
糖尿病性神経障害、腎症および網膜症
脳血管疾患
パーキンソン病
閉塞性動脈硬化症
慢性関節リウマチ
慢性閉塞性肺疾患
両側膝関節又は股関節に著しい変形を伴う関節症
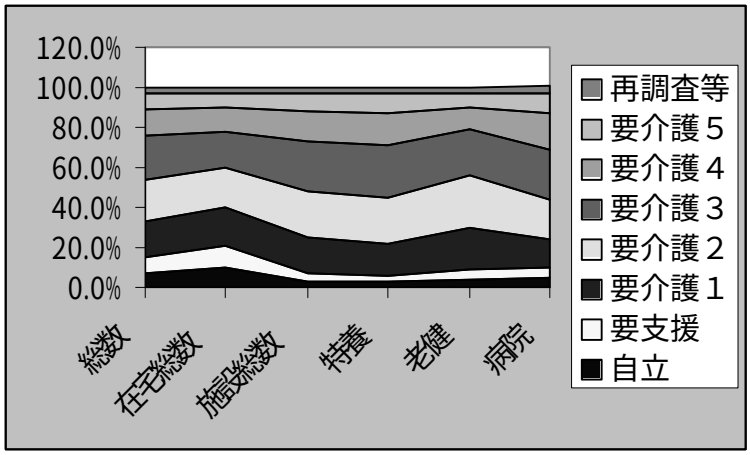
【１１】要介護度分布（各都道府県全市町村 3,255 で 1,787 地域で 175,129 例）